

令和8年4月8日

保護者様

横浜市立南が丘中学校  
校長 増田 昌浩

## 携帯電話・スマートフォン等の取り扱いルール

### ご家庭へのお知らせとお願い

昨今、小・中学生の携帯電話・スマートフォンの利用をめぐってはケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変憂慮すべき状況にあります。本校でも携帯電話・スマートフォン等によるインターネット・無料通話アプリでの誹謗中傷などの行為によりトラブルになるケースが見られます。誹謗中傷などは絶対に許されない行為として学校でも日頃より、指導してきています。携帯電話・スマートフォン等について次のルールを学校と家庭とが協力して子どもたちの健全育成に努めたいと思いますので、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

#### 「生徒が守ること」

- 1 学校に携帯電話・スマートフォン等を持ち込まない。
- 2 特別な事情（保護者と十分に相談の上）がある場合は、事前に保護者から学校に連絡・相談する。

#### 「学校が行うこと」

- 1 授業に関係のないものを学校に持ち込まないという生徒心得を自覚できるよう、携帯電話・スマートフォン等についても生徒の発達段階に応じて、繰り返し指導をする。

#### 「保護者をお願いしたいこと」

- 1 家庭の判断（責任）で、携帯電話・スマートフォン等を子どもに持たせる場合には、メールを含むインターネット利用をさせないなど、家庭でルールを設けるようにしてください。
- 2 インターネットを利用する場合には、生徒が使用する携帯電話・スマートフォン等にフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ずかけてください。
- 3 インターネットを利用する場合、保護者は子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用状況（友人との連絡がどのようにされているかなど）を把握してください。
- 4 携帯電話・スマートフォン等を通して問題が起きた場合には、速やかに対応してください。

携帯電話・スマートフォン等は、世の中の普及からも分かりますように非常に便利なものであることは間違いありません。しかし、その便利さが子どものトラブルの大きな要因でもあります。

まずは、適切な使用のあり方について保護者の責任で、指導してください。また、それに伴うトラブルにつきましては、契約者である保護者の責任という認識をお持ちいただき、解決に向けてのアドバイスをよろしくお願い致します。